

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成28年10月  
鳥取県人事委員会

## 本年の給与勧告の概要

### 1 月例給の改定

- 県職員の給与が県内民間の給与を3,687円(1.07%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、引き上げる。(改定額3,671円)
  - ・国と同様に初任給について民間との間に差があることなどを踏まえ、若年層を中心に改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表へ改定(切替え)し、水準を引上げ。  
《平成28年4月1日から実施》

### 2 特別給の改定

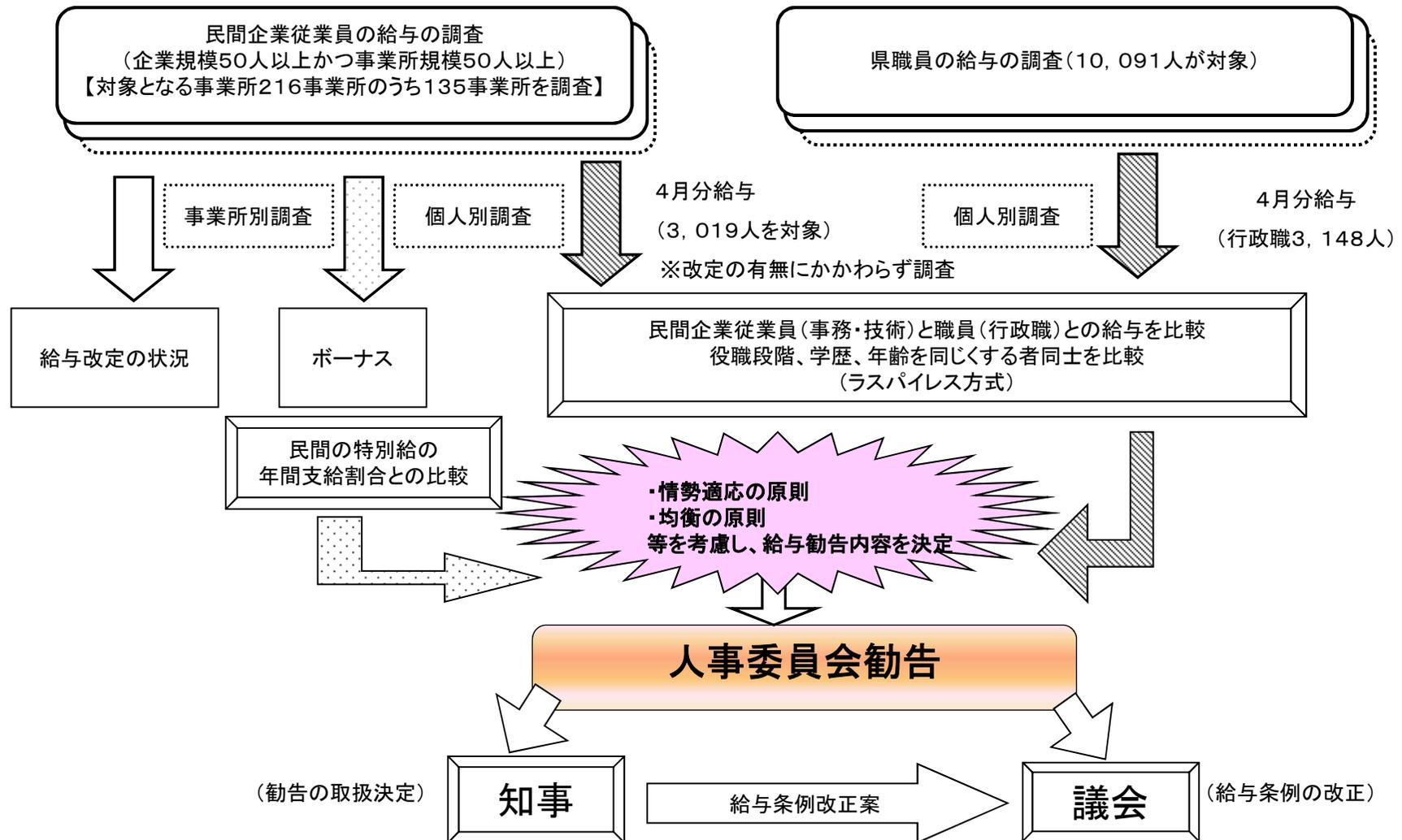
- 県職員の年間支給月数(4.10月)が民間の支給月数(4.02月)を上回っていることから、引き下げる。  
(期末手当 △0.10月分) 《改正条例の公布日から実施》

### 3 扶養手当の見直し

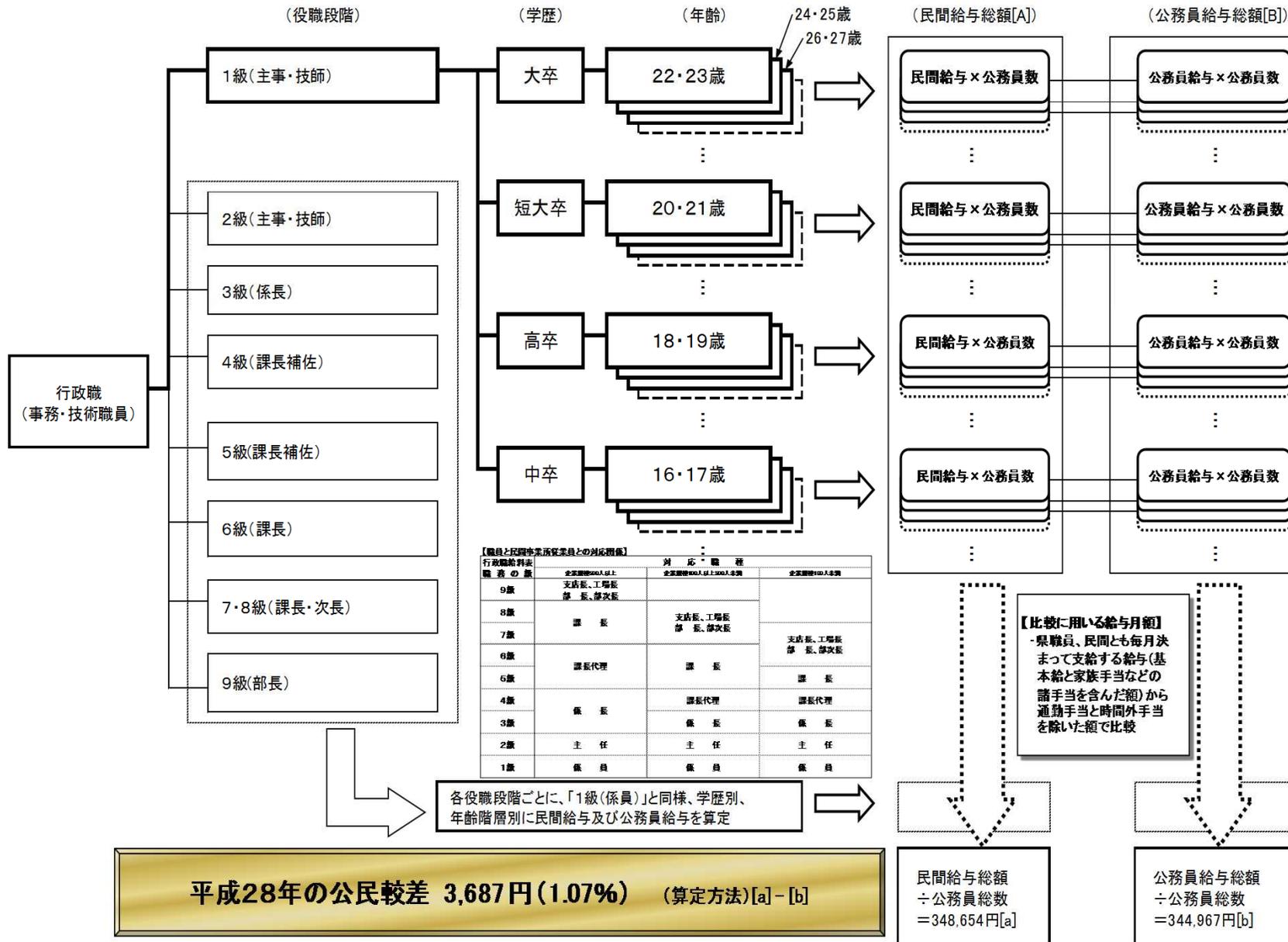
- 配偶者に係る扶養手当の手当額(10,500円)をその他の扶養親族と同額(6,500円)まで引下げ、  
子に係る手当額を引き上げる。(7,900円) 《平成29年4月1日から実施》

# 人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。

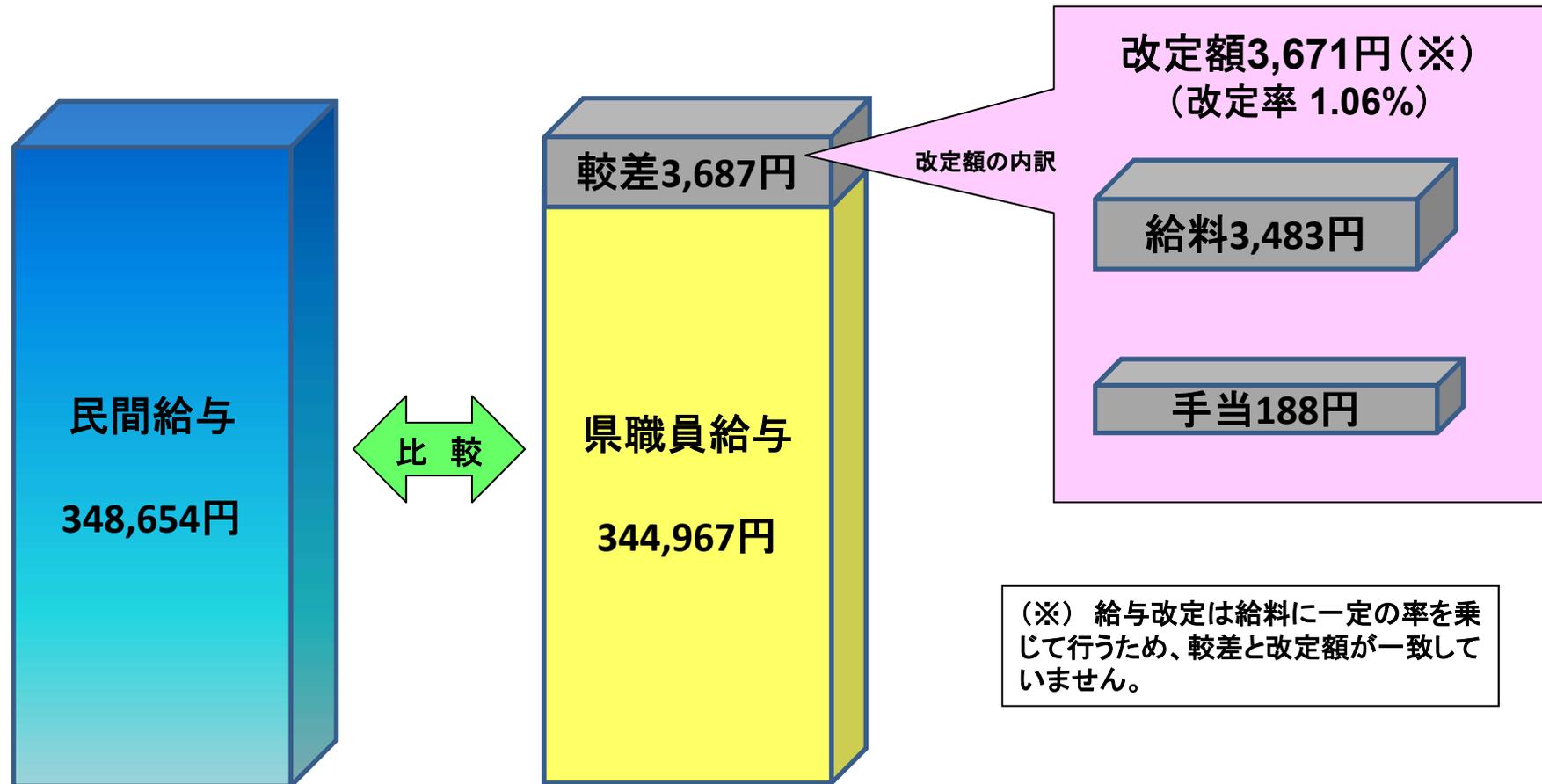


# 公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）



## 民間給与との較差に基づく給与改定(月例給)

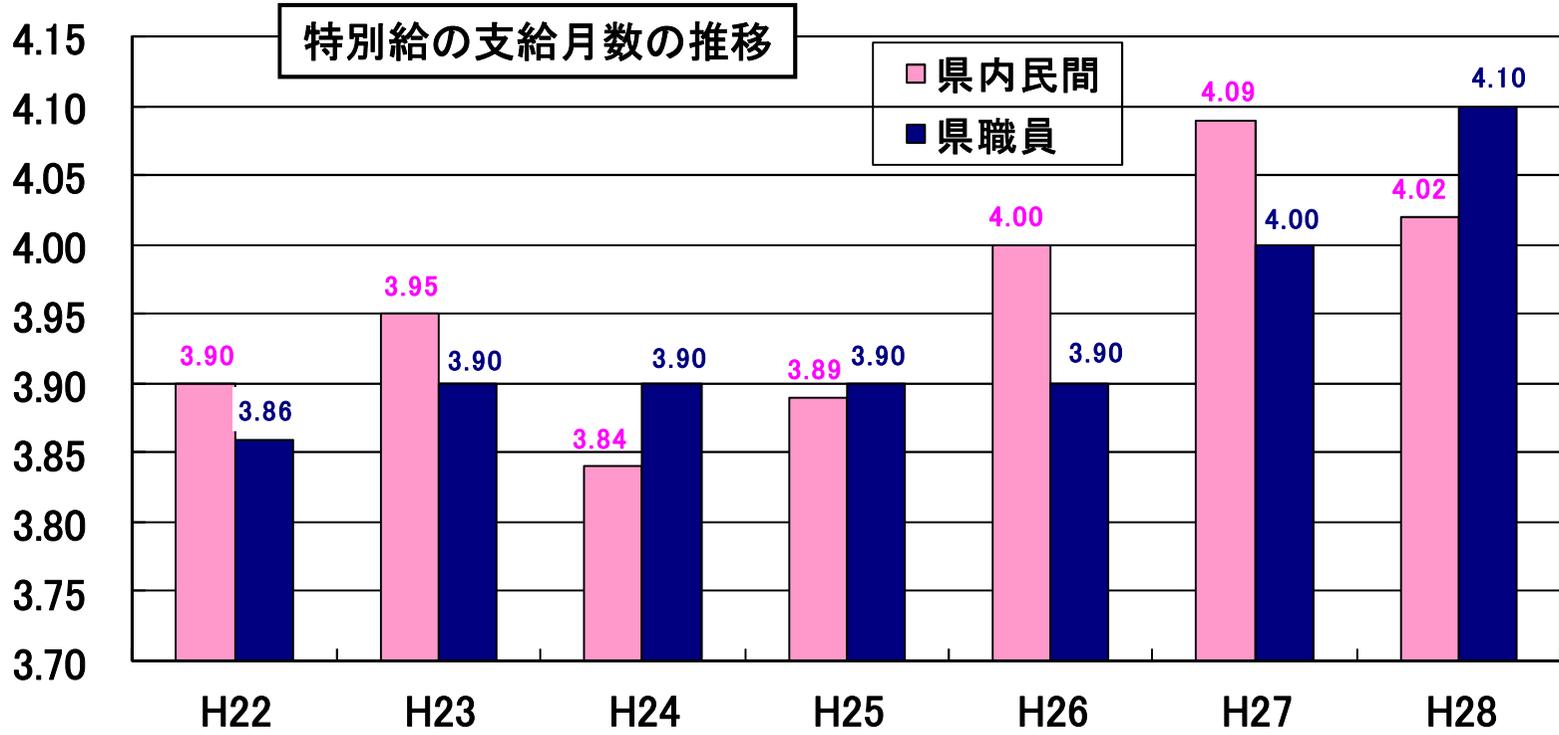
県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を3,687円(1.07%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることとしました。





## 民間給与との較差に基づく給与改定(特別給)

県職員の特別給の年間支給月数(4.10月)が民間事業所の年間支給月数(4.02月)を上回っていることから、特別給(期末・勤勉手当)の支給月数を0.10月分引き下げることとしました。



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県内民間	3.90	3.95	3.84	3.89	4.00	4.09	4.02
県職員	3.86	3.90	3.90	3.90	3.90	4.00	4.10

※県職員の支給月数は、当該年の勤告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

## 最近の給与勧告等の状況

- ・月例給の引上げは、昨年に続き2年連続
- ・特別給の引下げは、平成21年以来7年ぶり

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	改定なし	改定なし	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月
平成26年	改定なし	4.00月	0.10月
平成27年	1.26%	4.10月	0.10月
平成28年	1.06%	4.00月	△0.10月

## 給与改定に伴う影響額

### 【勧告後の年間給与の影響額(行政職一人当たり平均)】

改定前 : 5,483,989円

※昇給はないものと仮定。

※扶養手当の見直しは考慮しない。

影響額 : +23,951円(+0.44%)

(・月例給+ 43,883円

・特別給- 19,932円

改定後 : 5,507,940円

#### <勧告後の年間給与の影響額(モデルケース)>

##### ○行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、独身)

改定前 : 2,918,930円

影響額 : +31,470円(+1.08%)

(・月例給+ 37,200円

・特別給- 5,730円

改定後 : 2,950,400円

##### ○行政職5級 課長補佐級職員(50歳、配偶者・子2人)

改定前 : 6,610,301円

影響額 : + 18,203円(+0.28%)

(・月例給+ 45,600円

・特別給- 27,397円

改定後 : 6,628,504円

## 扶養手当の見直し

### 見直しのポイント

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引下げ。それにより生じる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：7,900円）

本庁部長級（行政職給料表9級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。本庁次長級（行政職給料表8級相当）の職員には、3,500円支給

